

## 農地法第3条の規定による許可申請に必要な書類等のチェックリスト

<input type="checkbox"/> 申請書		有	無	不要	備考
第3条	農地法第3条の規定による許可申請書（正3部）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

※ 申請者本人以外が申請や許可書の受領をする場合には委任状が必要です。

<input type="checkbox"/> 添付書類（正1部）		有	無	不要	備考
全ての申請に添付	申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る） 3ヶ月以内のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
	戸籍附票または住民票抄本 ※ 土地登記事項証明書と申請者の現住所が異なる場合のみ添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	必要な場合のみ。
必要に応じて添付	固定資産税課税台帳（名寄帳）の写し ※ 一括贈与の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	農地等利用計画書 ※ 新規就農の場合（町内に農地を所有していない場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	総会当日、譲受人（借人）からの説明を求めます。
	耕作農地の所在する市町村農業委員会の耕作証明書 ※ 蔵王町外の農地を耕作している場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法人の定款または寄付行為の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	譲受人（借人）が法人である場合。
	法人の議決書（議事録）の写し ※ 定款等により、総会または理事会の議決を必要とする場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法人の組合員名簿または株主名簿の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	譲受人（借人）が農地所有適格法人である場合。
農地を適正に利用していないと認められる場合に契約を解除する旨の条件の付いた契約書 ※ 農地所有適格法人以外の法人は、使用貸借または賃貸借に限りて権利取得が認められます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	借人が農地所有適格法人以外の法人である場合。	

<input type="checkbox"/> 許可の判断基準・農地法第3条第2項（該当する場合、原則許可できません。）		
第1号	農地の全てを効率的に耕作すると認められない。	<input type="checkbox"/> 農業に必要な機械を所有していない。 <input type="checkbox"/> 農作業に従事する者の数が十分でない。 <input type="checkbox"/> 経営面積のうち、農地として適正管理していない農地がある。
第2号	農地所有適格法人以外の法人の権利取得である。	<input type="checkbox"/> 農地所有適格法人以外の法人による所有権の取得である。 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人以外の法人による使用貸借または賃貸借の権利取得であるが、解除要件付きの契約書がない。また、地域の農業者との役割分担の計画がない。
第3号	信託の引受による権利取得である。	<input type="checkbox"/> 農協等以外で、信託の引受により所有権を取得しようとするものである。
第4号	農作業に常時従事すると認められない。	<input type="checkbox"/> 権利を取得しようとする者またはその世帯員が年間150日以上（またはその作物に必要な日数）農作業に従事しない。
第5号	権利取得後の経営面積が下限面積を満たさない。	<input type="checkbox"/> 権利取得後の経営面積が、蔵王町農業委員会が定める下限面積（50アール）を満たさない。
第6号	所有権がない耕作者等による転貸である。	<input type="checkbox"/> 譲受人に所有権がない。
第7号	周辺地域の営農（農地の集団化、農作業の効率化等）に支障がある。	<input type="checkbox"/> 農地のまとまり（農地の集団化）を分断するような権利取得である。 <input type="checkbox"/> 周辺の農地の無農薬栽培等に支障がある。
その他	すでに農地として管理されていない。	<input type="checkbox"/> 農地として利用できる状態ではなくなっている。 →農地法第3条による許可は、農地を耕作するための権利取得ですので、非農地となっている場合は許可できません。農地に復元してから申請するか、非農地証明願や転用許可申請を検討してください。